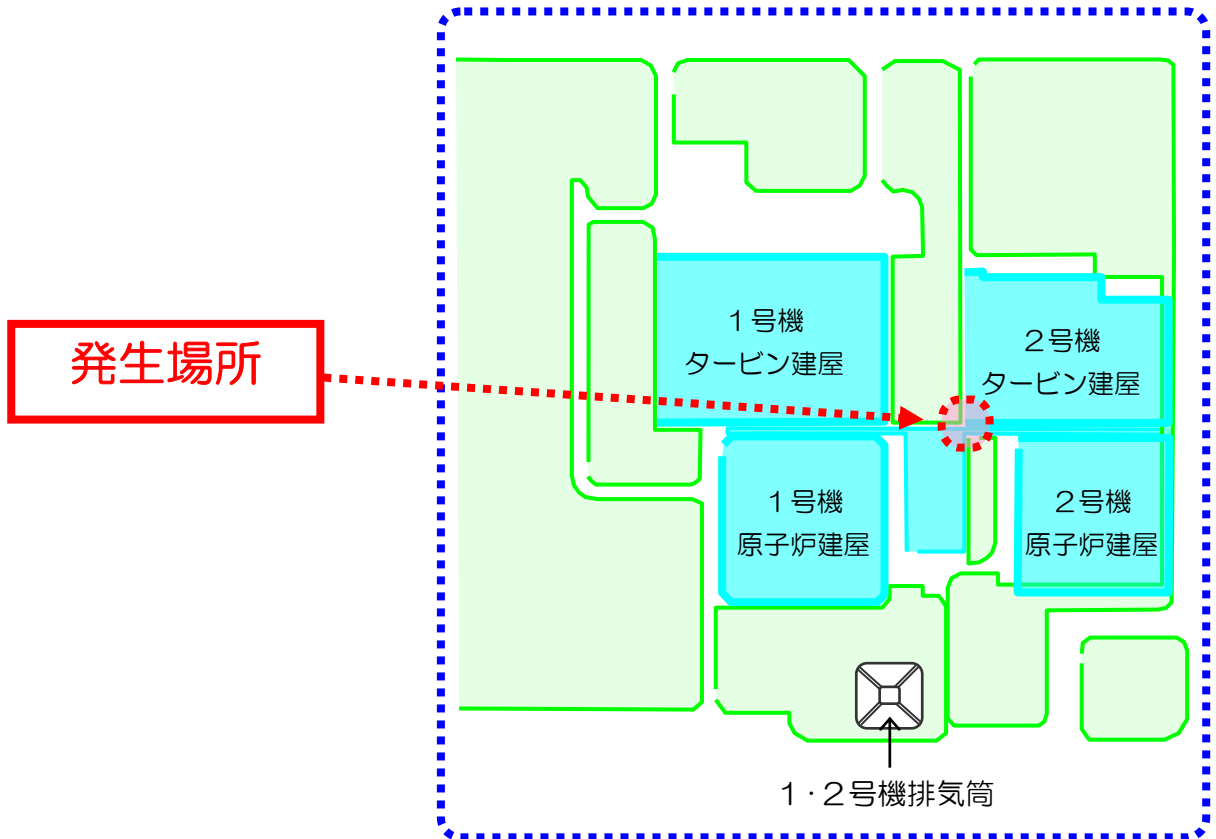
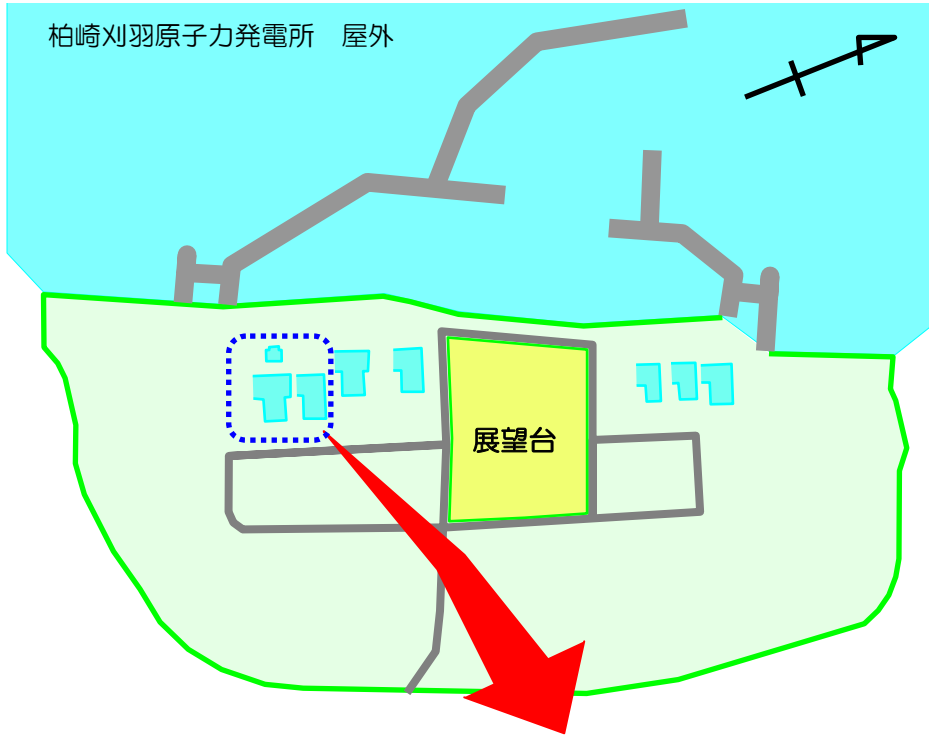


平成 24 年 2 月 9 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

区分：その他

号機	2号機	
件名	タービン建屋通路スロープ部（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 24 年 2 月 8 日午後 3 時 55 分頃、2号機タービン建屋から 1 / 2号機サービス建屋へ向かう通路スロープ部（管理区域）において、協力企業作業員が、防火扉を台車に乗せて運搬中に、右足を防火扉とスロープの間に挟み負傷したため、業務車で病院に搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p> 	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院における診察の結果、右足部打撲と診断されました。ケガの程度は治療行為の必要がない軽度なものであり、災害と認定されるものではありません。</p> <p>今回の事例を踏まえ、スロープ等段差がある場合の扉運搬時には、挟まれることがないよう台車の選定・配置等を見直し、同様の事例が発生しないよう再発防止を図ってまいります。</p>	

2号機タービン建屋通路スロープ部（管理区域）
におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所1・2号機